

Title	キリシタン時代,インドにおける日本イエズス会の資産について(上)
Sub Title	On the Indian property of the early Jesuits in Japan had in India
Author	高瀬, 弘一郎(Takase, Koichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1974
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.46, No.1 (1974. 6) ,p.43- 76
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19740600-0043">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19740600-0043</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## キリシタン時代、インドにおける

### 日本イエズス会の資産について（上）

高瀬 弘 一 郎

- 一、はし が き
  - 二、インドにおける資産の取得とその資金
  - 三、ポルトガル国王の許可
  - 四、資産からの収入の用途
  - 五、資産の管理
  - 六、資産の内容（ここまで本号に掲載）
  - 七、資産取得の時期及び買入れ価格
  - 八、資産からの収入額
  - 九、む す び
- 〔付録〕通貨の換算率について

一

イエズス会は、わが国でキリシタン布教を進めるのに要する経費をいろいろな形で調達したが、その内の一つに、ポルトガル植民地のインドにおいて取得した資産——主として土地であるが——からの収入があった。この収入は、金額はそれ程多くなかったが、日本イエズス会にとってかなり安定した収入の内の一つであった。このインドにおける日本イエズス会の資産については、それが一体どのようなものであったのか、従来殆んど明らかにされていなかったので、若干の関係史料を紹介してみたい。

二

日本イエズス会はいろいろな種類の収入をえていたが、当時の布教地における布教資金の調達方法のあるべきすがたは、矢張りどこかに所領を持って、そこから定収入を得ることであった。ローマのイエズス会本部でもこのことは既に早くから問題になっていた。総会長フランシスコ・ボルハは、巡察師としてインドに派遣されているゴンサロ・アルヴァレスに宛てた一五七〇年一月十日付の書翰で次のような指令を与えている。

「イエズス会士が日本に持っているかねで以って、何らかの資産を彼等の維持のために買入れるのがよいと私は考えるが、尊師が幸いにして日本を巡察することが出来たら、この点いかにすべきか一層よく調べてもらいたい。」<sup>(1)</sup>

この書翰がいつどこでアルヴァレスの手に届いたかは判らないが、その年の十一月には日本イエズス会はインドで最初の資産を取得している。

イエズス会が日本布教のための収入をうるためにインドで最初に買入れた資産は、ボンベイの近くの小島、カラಂジャ島における年金五〇〇パルダオ<sup>(2)</sup>であったようである。日本イエズス会がインドで取得した資産の多くは土地であったが、このカラಂジャの場合は、年金を受ける権利のようなものを買入れたと考えてよい。これに関しては次のような記録がある。

「カラಂジャの年金五〇〇パルダオは、一五七〇年十一月十六日に、当時ゴアの管区長であったパードレ・アントニオ・デ・クワドロスが、ドン・ジョアン・デ・カステロ・ブランコとその妻ドナ・マリア・ピニエイラから、金三、三〇〇パルダオで買入れたものである。副王ドン・ルイス・デ・アタイデ<sup>(3)</sup>（在任期間一五六八—一五七一——引用者）が国王陛下の名で発した勅許状によって許可したので、この売買が行われた。」<sup>(4)</sup>

即ち、この年金は五〇〇パルダオの金額のもので、これを一五七〇年十一月十六日に当時日本が所属していたゴア管区の管区长クワドロスが金三、三〇〇パルダオで買入れたということが判る。問題はこの資金であるが、一五七二年一月二十三日付インド発、ヴィレラの総会長宛ての書翰に次のように記述されている。

「(生糸貿易によって儲けた)この資金がふえて行き、一一〇、〇〇〇クルザドの貯えが出来たので、インドの上長(管区长クワドロスのこと——引用者)は、その大部分をインドに送って何らかのレンダ *renda* を買い、そしてもうシナには送金しないのがよい、と考えた。そして大凡一二、〇〇〇クルザドがインドに送られて来た。<sup>(5)</sup>」

レンダとは、定期的に入る各種の収入を意味するポルトガル語で、スペイン語ではレンタ *renta* になる。キリシタン時代、本国々王から支給されたかねや生糸貿易の収益その他、諸々の教会財源にこの語を当てている。レンダを買入れる、という表現は、定収入が入る資産を買入れる、という意味に解してよい。カランジヤの年金を買った資金は、恐らくは、このヴィレラの書翰に見えている、日本から送られた一二、〇〇〇クルザドの中から調達されたものと思う。

ゴア管区长クワドロスの尽力によって、日本イエズス会はインドに最初の資産を取得することが出来たが、イエズス会関係者は、更にその後も日本のために資産を買増して行った。

一五七五(一五七四の間違い)年十二月二十五日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰には次のように記述されている。

「(在日イエズス会士は)今日まで、ポルトガル国王がマラッカで施しをしている六〇〇パルダオと、当地インドのバサインの近くに所有しているレンディタ *rendia* (レンダのイタリア語——引用者)の六〇〇パルダオ、及び多くの商品を取引して上る利益——そこから毎年多額の利益がえられるが——で以って常に生活して来た。今度、主のご意志により、巡察師パードレ・アルヴァレスが乗っていて死亡した船と共に、現金で所有していた彼等の財産の大部分を失ってし

まったので、消費を節約し、毎年二、〇〇〇スクード(スクードとドゥカド、クルザドは同価値である——引用者)だけで満足している。国王が日本イエズス会に支給する喜捨及び既に述べたような収入の外に、彼等がこのコレジオに保管している五、〇〇〇スクードで以ってその経費を補って来た。私は目下、このかねを安全に確保しようと努めている。それで、このかねと、私がポルトガルから着いた今年国王が増額してくれた四〇〇〇パルダオで以って、十四人のみでなく、三〇人を安楽に維持出来るだけの収入を買入れようと思っている。<sup>(8)</sup>

右の内容から、一五七四年十二月現在、日本イエズス会はカランジャの年金に加えてバサインの<sup>(9)</sup>にも資産を取得し、両方から六〇〇パルダオの年収があった、ということ、及びヴァリニャーノはゴアのコレジオに保管してある日本イエズスの財産五、〇〇〇スクードを主な資金にして、さらにレンダを買増す考えであった、ということが判る。

次に、「この東インド管区のすべてのコレジオとレジデンシア、会員、学習、会員以外の学生、レンダ、布教の中心に關する要録。一五七五年十月に作成。」と題する文書には次のように記述されている。

「(在日イエズス会士は) 国王がマラッカで支給する九〇〇クルザドと、彼等のかねでバサインの地で買入れたいくつかの村から入る九〇〇クルザドで以って生活している。<sup>(10)</sup>」

この史料により、日本イエズス会は当時既にバサインにおいて、複数の村を資産として取得していたことが判る。即ち、前引一五七四年十二月二十五日付のヴァリニャーノの書翰に記述されているバサインのレンダに加えて、この文書が作成された一五七五年十月には、同じバサインに更に別のレンダを取得していた、ということが明らかになる。

この間の事情については、ヴァリニャーノが一五七五年十二月四日付で、コチンよりゴアに向う船中から総会長に宛てた書翰によって、一層はつきりする。

「更に日本は、国王がこのような方法で与える一、〇〇〇の外に、バサインの近くにいろいろな資産を買入れて、そこ

から上る大凡一、〇〇〇<sup>(11)</sup>の収入を有している。この内、私の渡来後（ヴァリニャーノのインド到着は一五七四年九月六日<sup>(12)</sup>）——引用者）に、両方で五〇〇〇スクードの収入が入る二つの資産を買入れた。一つは一、二〇〇で、他は四、〇〇〇パルダオで買入れた。<sup>(13)</sup>」

即ち、一五七五年十二月当時、日本イエズス会はバサイン近辺に全部で一、〇〇〇スクードのレンダを所有していたこと、この内五〇〇スクードはヴァリニャーノのインド到着後、即ち一五七四年九月六日以後に取得した二カ所の資産からの収入であったことが判る。ということは、前引のいくつかの史料の記事を総合して、ヴァリニャーノのインド渡来以前に既に取得していた五〇〇スクードというのは、一五七〇年十一月十六日に買入れたカランジャの年金のことであり、その後ヴァリニャーノがインドに着いた一五七四年九月六日から同年十二月までの間に、バサインに一村取得し、更に翌一五七五年の十月以前にも、同じバサインにもう一村買入れた、ということが明らかになる。

一五七六年のカブラルの書翰（月日、及び宛名は不明である）には、「尊師が、日本のためにバサインに更に二つの村を買うよう熱心に命じたことは、大変結構なことである。<sup>(14)</sup>」と見え、さらにバサインにレンダを買増す件がイエズス会の中で問題になっていたことが判る。

インドにおける日本イエズス会の土地収入を増加させる問題は、一五七五年十二月にゴアで開かれたインド管区会議でもとり上げられ、次のように議決された。

「シナと日本の間の貿易は全面的に廃止すること。そして巡察師とその他すべての上長は、福音を福音の精神に則って、使徒的に宣布するよう最善の努力をしなければならない。従って、在日イエズス会士のためにバサインにおいて買入れたレンダは、将来日本に設けるコレジオのために保持し、そしてもし可能ならそれを増加させるようにしなければならない。しかもそれ許りでなく、このようにして、在日イエズス会士の窮乏をこのレンダによって救済しうるようにしなけ

ればならない。<sup>(15)</sup>」

これによると、インド管区会議では、日本イエズス会が行なっていた生糸貿易を止めさせる代りに、インドにおける土地収入の増加を図ることを議決したことが判る。

ところで、インドにおいて資産を取得することを中心になって進めた人物は誰であったか、という問題であるが、一五七七年九月一日付口ノ津発、カブラルの総会長宛ての書翰に「私はインドに毎年若干のかねを送り、日本から送ったかねで一、〇〇〇クルザドのレンダを買入れた。<sup>(16)</sup>」と記述されている。一五七〇年代のイエズス会日本布教長はカブラルであったので、彼がローマのイエズス会本部やゴア管区長クワドロスの意をうけて、この件を推進した主要な人物の一人であったということが推測出来るが、このことは、カブラルが一五八一年九月四日付で臼杵から総会長補佐ペドロ・ダ・フォンセーカに宛てた書翰によって更にはっきりする。

「日本にコレジオがつくられる予定だということ、そのための財源、維持費が乏しいということ、しかもそれが毎年大きな危険にさらされており、年によっては、それをもたらすナウ船の遭難によりすべて失われてしまうということを見て、当時管区長であったパードレ・アントニオ・デ・クワドロスに毎年儲けの中から一定額のかねを送り、われわれのために何らかのレンダを買入れさせてほしい旨依頼することにした。これは、日本教会が常に季節風とナウ船の貿易に左右され、しかもそれのために上長が大層煩わされる、という現状を改善するためである。そして私がゴアに送ったかねでもって、いくつかの村で一、〇〇〇クルザドのレンダを買入れた。その余りが尚五、〇〇〇、〇〇〇クルザドあってゴアのコレジオに預けておいた。機会があったら更にレンダを買増すためであった。しかしその預けたかねも、資産からの収入も、ゴアのコレジオが必要としたようだ。というのは、そのレンダの内、われわれの許には四〇〇〇クルザドしか届かないからである。そして預けたかねについては、今年ゴアのプロクラドルが私に書送って来たところによると、同コレ

ジオはそれをわれわれに返さないために、総会長から助けをえたとのことである。<sup>(17)</sup>」

この書翰には、インドにおける日本イエズス会の資産は、カブラルが日本布教長であった時代にクワドロスの許に送金したかねでもって、同管区長の尽力で買入れたものだということが記述されている。このことは、一五八一年十月十三日付、コエリヨの総会長宛ての書翰にも、「日本はインドに一、〇〇〇クルザド程のレンダを持っている。これはパードレ・アントニオ・デ・クワドロスの時代に、そのために日本から送ったかねで買入れたものである。」と記述されている。<sup>(18)</sup> また、カブラルが一五八三年十月五日付でマカオから総会長に書送った書翰にも、「更に日本は、私が高のために日本から送金したかねでもってゴアで買入れたいくつかの村から入る一、〇〇〇クルザドのレンダを有する。」<sup>(19)</sup>と見えている。このことは、後で引用する一五八三年十月二十八日付コチン発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰の文面からも、一層はつきりする。

カブラルは一五七〇年六月十八日に布教長として来日し、<sup>(20)</sup>一方クワドロスはゴア管区長在任中の一五七二年九月二十一日に死亡している。<sup>(21)</sup>いくつかの史料に、クワドロスが管区長であった時に、カブラルによって日本から送金が行われた、と記述されており、従って送金は一五七〇年代の冒頭に行われたことになるが、しかし前に引用した一五七七年九月一日付口ノ津発のカブラルの書翰には、毎年インドに若干のかねを送った、とあり、食違いを見せている。更に前に述べたように、一五七〇年十一月十六日にカランジャの年金を買入れた資金も日本から送金された筈であるから、そうなると、カブラルの日本赴任以前から、既に日本からインドにかねが送られていた、と考えなければならぬ。前引一五七二年一月二十三日付インド発のヴィレラの書翰には、一二、〇〇〇クルザドがインドに送金された、とあったが、これはカブラルの来日以前に行われた送金を含んでいると考えなければならぬ。ここで一五八三年十月二十八日付コチン発、ヴァリニャーノの総会長宛ての書翰の次の記事が重要な意味を持って来る。



「バサインの地において日本のために確実なレンタを買入れるべきだという結論が、カブラルと管区長の間で出されたので、カブラルは一八、〇〇〇ドゥカドものかねを管区長に送り、日本に対して年貢の形で五〇〇〇クルザドの収入になるレンタを買入れるのに五、〇〇〇を費し、そして約一三、〇〇〇はゴアのコレジオの窮乏を救うために使われてしまつた。」<sup>(22)</sup>

これらの史料により、一五六〇年代後半から一五七〇年代の冒頭にかけて一二、〇〇〇クルザドが送金され、そしてその後もカブラルによって一五七〇年代前半に何回かにわたって六、〇〇〇クルザドが送金されたのではないか。ヴァリニャーノが一八、〇〇〇ドゥカドと記しているのは、それをすべて合計した数字ではないか、という推測が一応出来ると思う。いずれにしてもかなりな額の現金が前以って送られ、そして資産買入れ後の残金をゴアのコレジオに預けておいたところ、その経費に充てるために使いこまれてしまうという事態になったわけである。

以上は一五七〇年代における資産の取得について記述したが、日本イエズス会は引つづき一五八〇年代にもインドで土地を買入れている。即ち、一五八七年十一月二十七日付ゴア発、ヴァリニャーノの総会長補佐マヌエル・ロドリゲス宛て書翰には次のように記述されている。

「臼杵の修練院には、同総会長は、日本に行く前に私が北部地方で買入れたいくつかの村からの収入を充てた。そこからは五〇〇クルザドの収入があった。亦、今から二年前に、私は同じ北部地方に別の村を一つ買った。そこからも同じ額の収入があるであろう。これも亦、それに充てなければならぬと思う。」<sup>(23)</sup>

この書翰によると、一五八五年にも日本イエズス会は、当時ゴア管区長であったヴァリニャーノを通して、同じ地方に一村を買入れたことになるが、ただこの買入れ時期は他の関係史料の記載から疑問が有るので、この点については後で再び取上げたい。その購入資金については、一五七〇年代に送金したかねの残金は、既にのべたようにもうゴアで流用され

てしまっていた筈なので、これとは別の資金ということになるが、その事情を明らかにする関係史料を見出すことは出来なかった。

### 三

当時のカトリック布教事業のあり方から言って、布教団が、喜捨によるものであれ買入れたものであれ、何らかの資産も取得する場合には、教会の保護者である国王の許可を得る必要があった。日本イエズス会がインドに土地等の資産を買入れる場合も例外ではない。カランジャの年金については、それをイエズス会が買入れる件について、インド副王が国王の名でもってそれを許可する勅許状を發したことは、冒頭に引用した史料から明らかになるが、その後一五七一年には、一定の制限内ではあるが、日本イエズス会がインドで資産を買入れることをポルトガル国王は許可している。即ち、「今年一五七一年に、ポルトガル国王がインドにいるイエズス会パードレ達及びキリスト教界のために、勅令及び書翰を認め与えたいろいろな事柄のリスト」と題する文書に、次のように見えている。

「国王陛下は、日本にいるイエズス会士の維持のために、六〇〇、〇〇〇レイス以内のレンダが入る不動産を買入れることを許可し、国王領以外に買入れるべき資産があればそれを買入れるように、また国王領以外になければ国王領を買入れてもよい旨認め、その場合そこからの年貢の額を、王室の財産の中から毎年上述の日本のパードレに与えている六〇〇パルダオの中から差引くことにする、と定めた。<sup>24)</sup>」

同じことが、日本イエズス会士がインドで所有するレンダに関してパードレ・ニコラオ・ダ・コスタが一六三四年十二月十三日付でゴアで作成した報告書にも、記述されている。

「国王ドン・セバスチアンは、一五七一年日本王国にあってその全異教徒に聖福音を宣布しているイエズス会パード

レに施しをするために、彼等に勅許状を發布し、彼等の維持費のために、六〇〇、〇〇〇レイスのレンダをインドの地で買入れることを許可し、国王領は不可であるが、しかし他にレンダがなければ国王領において買入れてもよい、と認め<sup>(25)</sup>た。」

四

次に、日本イエズス会はこのインドにおける土地収入を、何の経費に充てたのかについて述べてみたい。勿論イエズス会はさまざまな方法で収入をはかって日本布教の経費をまかなったのであって、インドのレンダもその内の一つにすぎず、他の収入と共にキリシタン布教のための経費に充てられるものであったことは言うまでもないが、それでも、収入の内の特定のものについては、どの収入はキリシタン教会の内のどの経費に充てる、というように、定められている場合があった。そこで、このインドの資産からの収入についてであるが、一五八〇年十一月十三日付府内発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰には次のように記述されている。

「曰杵の修練院も同様、猊下が承認されるのがよいと思われる。私は、これには、四年前に日本のかねでわれわれがバサインの地で買ったいくつかの村からの収入を充てた<sup>(26)</sup>。」

同じくヴァリニャーノは、一五八三年の「日本のスマリオ」の中でも次のように記している。

「インドのバサインの地方に日本のために買入れたいくつかの村が、このカーザ（曰杵の修練院のこと——引用者）の収入に充てられた<sup>(27)</sup>。」

即ち、ヴァリニャーノは、バサインの土地収入を、彼が第一回日本巡察中に立案、着手した日本イエズス会の組織拡充計画の一環として、豊後の曰杵につくった修練院の経費に充てることにした<sup>(28)</sup>。

一方総会長はこの点についてヴァリニャーノにどのような指示を与えたかと言うと、一五八五年一月十八日付で総会長アクワヴィーヴァが、当時ゴア管区長であったヴァリニャーノに送った指令には、次のように記述されている。

「私は今一五八〇年十一月十三日付の尊師の書翰を受取ったが、その中で尊師は、日本に設立されるコレジオのために国王ドン・セバスチアンがマラッカで支給することにした一、〇〇〇ドゥカドを、府内に開設されたコレジオの資金に充てることによって同コレジオを承認してほしい、と要請している。この点については、既に昨年、この点の充当と、バサインのいくつかの村から入る五〇〇タエルを曰杵の修練院に充てる件についての許可書を送って回答した。しかし、教皇が与えた援助が、一部をこれら両所の費用に役立てるようにとの意味を持っているので、教皇から与えられた四、〇〇〇クルザドの中から、尊師が適当と判断する額をこれら両所に充て、そしてマラッカの一、〇〇〇とバサインの五〇〇、及び四、〇〇〇の内の残りの額を、尊師の裁量によって配分するのがよいとわれわれは考えた。というのは、これらの充当はすべて最初は不完全なものだということ、及び日本の諸事情の特徴及びその不安定さを考えて、将来を予測して、いつでも総会長や日本の上長がそれを日本国内の他の布教地に自由に移すことが出来るようにするのが適切だからである。」<sup>(29)</sup>

この文書から次のことが判る。即ち、総会長は、ヴァリニャーノが一五八〇年十一月十三日付の書翰で承認を求めて来たのに応じて、一五八四年に、マラッカで国王ドン・セバスチアンが日本イエズス会に支給した一、〇〇〇ドゥカドの年金を府内コレジオに充てることと、バサインの土地収入五〇〇タエルを曰杵の修練院に充てることを許可する旨の回答をこれに与えた。しかし教皇グレゴリウス十三世が一五八三年に、日本イエズス会士のために四、〇〇〇ドゥカドの年金を二〇年間にわたって支給することを決めたので、府内コレジオと曰杵修練院の維持費はこの四、〇〇〇ドゥカドの中から割くことにして、マラッカで国王から支給される一、〇〇〇ドゥカドとバサインの土地収入五〇〇タエル、及び教皇支給の四、〇〇〇ドゥカドの内の残りの金額の使用は、ヴァリニャーノの裁量にまかせる旨を、一五八五年一月十八日付のこ

の文書で総会長はヴァリニャーノに通告した。

ところが、ヴァリニャーノが一五八七年十一月二十七日付でゴアから総会長補佐マヌエル・ロドリゲスに宛てた書翰には、次のように記述されている。

「日本のコレジオとカーザに關して言えば、現在のところ国王ドン・セバスチアンがマラッカ税関で永久に与えてくれた一、〇〇〇クルザド以外に基金はない。私は、これを豊後の都市、府内のサン・パウロ・コレジオに充てた。この充當を総会長は承認した。そして曰杵の修練院には、同総会長は、日本に行く前に私が北部地方で買入りたいいくつかの村からの収入を充てた。<sup>(31)</sup>」

この文面による限り、少く共この書翰を認めた時には、ヴァリニャーノは、前引一五八五年一月十八日付総会長の指令はまだ受取っておらず、その中で言及されている一五八四年の総会長の文書のみを見ていたことになる。とにかくヴァリニャーノは、この時は尚、バサインの土地収入を曰杵修練院の経費に充てる方針を堅持していたようである。しかし彼がこの書翰を認めた時には、既に日本では秀吉によって伴天連追放令が發布されており、その後修練院など各種の教育機関は各地を転々と移転し、その間併合や分離をくりかえすといった苦難の時期に入った。従って、もうその頃になるとバサインのレンダを曰杵修練院の維持費に充てる、といった当初のヴァリニャーノの方針は、意味を持たなくなったと言わなければならない。即ち、それ以後は、バサインの土地収入は、特定の機関の経費のみに充てるといった限定はなくなり、広く日本イエズス会全体の布教費用をまかなう収入の一部として活用されたものと思う。

尚、ヴァリニャーノは一五八九年七月二十八日付でマカオから総会長に書送った書翰の中で、インド管区長やインド管区のプロクラドルが日本イエズス会の財源調達の問題に非協力的である許りか、日本のかねを流用してしまっていると強く非難しているが、そこで日本イエズス会が北部地方に持っていたレンダのことにもふれ、「このかねは、この冬徴収

される筈であった額が三、〇〇〇ドゥカドを越えた。ところが司教がもたらしたそのかねを彼（インド管区長のこと——引用者）は奪ってしまつて教会の中で消費してしまつた。そのかねが満足に保管されないのなら、これ程窮乏している時なのだから、日本に送つた方がよかつた。」と記述している。<sup>(32)</sup>更にヴァリニャーノは、一五九八年の「アポロヒア」の中でもインドの土地収入一、二〇〇ドゥカドのことに言及して、「これはインドにおいて消費されてしまふ。」<sup>(33)</sup>と記述しているが、これらの史料は、当時はこの収入が、日本教会のためにインドで要する経費に充てられたり、インド教会のために流用されたりすることが少なくなつたことを伝えるものである。

尚、不思議に思われるのは、カラಂジャの年金収入が何に充てられたものか、これらの史料に全然記述されていないことである。バサインの土地収入にくらべてカラಂジャについては関係史料も乏しく、一五七〇年十一月に取得してから本当に毎年五〇〇パルダオの収入を日本イエズス会が得ていたのかどうか、若干疑問がないでもないが、しかしこれを否定するだけの根拠もない以上、矢張りここからも収入があつたものと考えなければならぬであろう。

亦、ここで付記しておかなければならないことであるが、イエズス会の場合、会憲により、修道施設の種類によつて守るべき清貧の程度に差違が定められていた。最も厳しい清貧が要求されたのは盛式立誓司祭だけが居住する *casa profesa* であるが、これは、キリシタン時代日本には存在しなかつた。これに対し、コレジオや修練院はそこに学ぶ学生を養うためにレンダを持つことが許されていた。<sup>(34)</sup>

## 五

次に、日本イエズス会はインドの資産をいかに管理したかという問題であるが、ヴァリニャーノはゴアに一人のプロクラドールを配置して、資産の維持、レンダの徴収とその送金等、一切の管理を彼に委ねることを考えた。ヴァリニャーノ

は、一五九三年一月十二日付でマカオから総会長に宛てた書翰の中で、この件について次のように記述している。

「第三点に対する対策であるが、第一に日本のプロクラドルが一人インドに駐在することが必要だと思われる。これは、日本準管区長の満足のゆく人物でなければならぬ。亦一層よく諸事情に精通するよう、そのためにわざわざ日本から派遣しなければならぬ。左もなければ、狎下によって派遣されるか、又はインド管区長によって指名されるかしなければならぬ。彼は、日本の布教資金に關しては全面的に日本準管区長に服し、そして自分の許に送られて来る指令、規則に従わなければならない。そしてインド管区長はそこに介入したりそれを妨げたりすることがあつてはならない所か、丁度ポルトガルに駐在するインドのプロクラドルに対してポルトガル管区長が為すように、これを助け、指導しなければならぬ。彼はイルマンを一人伴侶に持ち、そして彼等は全部又は一部は日本の経費で生活しなければならぬ。その職掌は、ポルトガルに駐在するインドのプロクラドルと殆んど同じで、主として次の三つに分けられる。第一は、日本に属するかねやその他の物がヨーロッパから送られて来たら、それを非常に安全に確保する事、バサインの地に日本が所有するいくつかの村のレンタや、国王がサルセツテで支給するかね、<sup>(35)</sup>更には、インドから日本に行く人々の食糧のために支払われるかねを徴収する事、マラッカでわれわれに支給されるかねが間違いなく支払われるように尽力する事、そして最後には、日本の立場に立つて副王に対して援助を求めたり、交渉をしたりすることである。<sup>(36)</sup>」

この書翰から、ヴァリニャーノがゴアに配置すべきプロクラドルの最も重要な任務の一つにインドの資産の管理を考へていたこと、及びこのプロクラドルをはっきり日本準管区長の統制下におかなければならぬ、との考へを持っていたことが判る。特にこの二番目の点は、前引一五八九年七月二十八日付マカオ発、ヴァリニャーノの総会長宛ての書翰に詳しく記述されているように、兎角インド管区長や同管区のプロクラドルによって、バサインのレンタその他の日本の資金が流用されてしまうということが多く生じていたので、その対策の意味であつたことは言うまでもない。

ヴァリニャーノはこの書翰を、一五九二年十月と一緒に日本を發つてマカオまで来ていたヒル・デ・ラ・マタに托した  
ものと思う。マタは一五九二年に長崎で開かれた日本管区會議によって管区代表 Procurador に選ばれ、ローマのイエ  
ズ会本部に赴く途中であった。マタは、恐らくこのヴァリニャーノの書翰を持って、一五九三年一月にはマカオを發  
ち、翌年ヨーロッパに着いた。彼は総會長に対していろいろな問題を諮り、要請しているが、その内の一つに、ゴアに日  
本イエズ会のプロクラドールを配置する件が含まれていた。この問題で総會長が裁断を下す上で、前引ヴァリニャーノ  
の書翰が重要な資料になったことは間違いない。マタが総會長に諮った事柄に対する総會長の裁決等を記録した文書に  
は、「ゴアに日本のプロクラドールを一人配置するのがよいと総會長は判断した。」<sup>(37)</sup>と見えており、この点ヴァリニャーノ  
の要求が認められたことが判る。しかしこのようなローマでの推移を知らないヴァリニャーノは、このプロクラドールを  
速かに配置することを強く希望する余り、追いかけて一五九五年十二月九日付でゴアから総會長に宛て、先の書翰と略同  
じ趣旨のことを書送っている。参考までに訳載しておきたい。

「日本のイエズス会とキリスト教界の統治業務は多く、且つ重大で、しかもその大部分は当地ゴアで処理しなければな  
らないので、この為日本は当地に、業務を巧に処理し、しかも日本の上長に完全に服従するプロクラドールを一人配置す  
る必要がある。私は当地に日本のことだけを担当するパードレを誰か一人配置したい。彼は日本準管区に属し、そしてイ  
ンド駐在の日本のプロクラドールとなり、そして手助けになるイルマンを一人伴侶として所有する。尤も二人共日本の経  
費で生活をするものとする。何故なら、確かに私はインドの上長でもあるので、インド管区のプロクラドールが日本のプ  
ロクラドールも兼ねるといふのも充分ではあるが、現在のところ、私も日本の上長も、インド管区のプロクラドールに  
は何ら命令権を持っていないので、いずれにしても、インドに日本担当のプロクラドールを配置するより外に適当な措置  
がない。そしてこのプロクラドールは全面的に日本の上長に服従しなければならない。彼は、日本がバサインの地に所有



するレンタに関して、そこからかねを徴収したり、その収入と経費の会計をしらべたりするために、必要な際にはその地にまで行かなければならない。亦サルセツテにおいて支払われるかねを受取り、更にポルトガルから日本のための年金として彼の許に送られて来るかねを安全に確保して、それをその他日本に属するすべての物と共に日本に送り、往復する書翰をその他すべての物と一緒に忠実に送り、亦、毎年日本に行く人々の食糧や、葡萄酒、オリーブ油、その他毎年シナや日本のために必要な品々の如き必需品を適時用意するようにしなければならぬ。そしてこれらすべてのことを適切に行うために、日本担当のプロクラドールは別途のかねを所持し、これらのことを適時行い、そしてその他すべてのことにおいて、日本の上長が彼に与える命令を守らなければならぬ。というのは、インド管区のプロクラドールは為すべきことが沢山有り、しかも通常日本の便宜をはかることより、むしろ管区長の指令に従って管区のためにプロクラドールの務めをしなければならぬからである。即ち、第一に、日本に属するものよりも、むしろ管区のカラザに属するものを、副王から受取る努力をしなければならぬ。管区のかねと日本のかねとを混同することがあってはならないし、管区のものを買ったり交換したりしてもいけない。このようなことはこれまで常に日本が損失を蒙る形で行われて来た。それをこのようにすれば、日本は命令を与える者、何か悪いことをした際に咎める者をインド内に持つことが出来る。そして常に管区のプロクラドールに要請しなければならなかったり、彼の為すがまゝに任せて満足せねばならなかったり、といったようなことはなくなる。というのは、もう彼の統治に服することはなくなるからである。このため、インド管区と管区長が、日本準管区と準管区長と共に歩いてゆくようにする方法について、私が巡察師として今決意したことの一つは、出来るなら日本準管区が当地に独自のプロクラドールを一人配置したい、ということであった。この決定事項を私が猥下に書送るのは、猥下にそれを承認してもらって、インド管区長と日本準管区長に伝えてもらいたい為である。そしてこれら二つの管区の間には適切な然るべき一致と良い秩序が存在するよう嚴命を与えてもらいたいのである。<sup>(38)</sup>

その後ヴァリニャーノの計画通り、日本担当のプロクラドールがゴアに配置されている。

## 六

これまでは、バサインの土地を中心とした日本イエズス会のインドの資産がどのような内容のものであったのか、という点についてはふれなかったが、次に、多少別の種類の史料も引用して、その点を記述してみたい。

まず、アジユダ図書館架蔵の「日本の不動産のカタログ」(以下これを「史料I」と呼ぶ)と題する文書には、次のように記述されている。

「日本が所有する最も安定したレンダは、北部地方のサルセッテ<sup>(39)</sup>における三つの小村である。これは国王の許可をえて買入れたもので、国王領から分割されている。北部地方の資産のことに精通し、そして永年これらわかれわれの村を管理して来たイルマン・ブラズ・ピニエロから巡察師フランシスコ・ヴィエイラが一六一五年十一月にえた明確な情報によると、現在これらの村から、四ラリンを一パルダオと計算して、一、三〇〇パルダオの収入がある。内訳は次の通りである。

ポンヴェン村からは五六四パルダオ一ラリンの収入がある。この村は年貢を納めない。

ムルガン村からは五四一パルダオ二ラリン二〇バザルコの収入がある。ここから年貢として納める一六八パルダオ二ラリンを差引いた実収入として、三七二パルダオ一ラリンが残る。

コンドウティン村から三九九パルダオ二ラリンの収入がある。この村も年貢を納めない<sup>(40)</sup>。(中略)

同じ北部地方のカランジャ島からは、五〇〇パルダオの年金が入る。これは国王の許可をえて買入れたものである。

(中略)

更に北部地方のボンベイ島に、ドナ・マリア・デ・カストロとその夫ドン・ジェロニモ・デ・メネセスが日本にコレジ

キリシタン時代、インドにおける日本イエズス会の資産について(上)

(五九)

五九

才を創設するために寄進した資産を有する。<sup>(41)</sup>ここからは一、五四七パタカ<sup>(42)</sup>の収入がある。これは年貢と耕作の経費を差引いた実収入である。この資産については、まだ国王の承認を受けていない。<sup>(43)</sup>」

次に日本管区のプロクラドル・ジュラル、パードレ・ニコラオ・ダ・コスタが本国政府の要請に応じて、本国に送るために一六三四年十二月十三日付でゴアで作成した、日本のパードレ達がインドにおいて買入れて所有しているレンダに關する報告書(以下これを「史料Ⅱ」と呼ぶ)には、次のように記述されている。

「国王ドン・セバスチアンは一五七一年、日本王国にあってその全異教徒に聖福音を宣布しているイエズス会パードレに施しをするために彼等に勅許状を發布し、彼等の維持費のために六〇〇、〇〇〇レイスのレンダをインドの地で買入れることを許可し、国王領は不可であるが、しかし他にレンダがなければ国王領において買入れてもよい、と認めた。この勅許状(その中で国王陛下は、これ以外の承認を国王から得る必要はない旨言明している。)に基いて、日本のパードレ達はポンヴェン、コンドウティン、ムルガンの三村を買入れた。これらの村は国王が年貢を徴収していたので、その關係の政庁の記録によると、経費を差引き、国王に年貢を納めた上、パードレ達にとって次のような収入になる。

ポンヴェン村は、日本のパードレ達が一五七四年にマティアス・ゴンサルヴェスから買った。ここは、彼の父であり、彼がその相続人である所の、アントニオ・ゴンサルヴェスに対して国王ドン・ジョアンが勅令を与え、インドにおいて国王に行った奉仕に対する報酬として、アントニオ・ゴンサルヴェス自身及び先祖、子孫を問わずその相続人に賜った土地であって、マティアス・ゴンサルヴェスはこの勅令に基いてそこを所有していた。但し、国王に六〇パルダオの年貢を納める義務が伴っていた。四ラリンを一パルダオと勘定して、この村から二二五パルダオ<sup>||</sup>六〇バザルコの収入がある。

コンドウティン村は、一五七五年にアルヴァロ・ピントとその妻カタリーナ・ファクンダから買入れた。彼等は、八〇

パルダオの年貢を納める条件でもって国王ドン・ジョアンからここを贈与され、それに基いて永久は領有していたものであった。この村から三〇九パルダオ一ラリンの収入がある。

ムルガン村は、一五八四年にジョルジェ・デ・フォンセーカとその妻ブレアンダ・ゴンサルヴェスから買入れたものである。彼等はこれをアイレス・ディアスとその妻ジョアンナ・テイシェイラから買って所有していた。そしてこの二人に對しては、副王ドン・アフォンソ・デ・ノローニャ（在任期間一五五〇—一五五四<sup>(44)</sup>——引用者）が、一五〇パルダオの年貢を毎年納める条件で贈与したものである。そして副王フランシスコ・バレート（在任期間一五五五—一五五八<sup>(45)</sup>——引用者）が彼等に対し、上述のジョルジェ・デ・フォンセーカに譲渡しても売ってもよい旨、勅許状で以って許可した。そしてこのフォンセーカから日本のパードレ達が上記の年に買入れたものである。この村からは二五一パルダオ一〇九六バザルコの収入がある。

この外に日本のパードレは、カランジャのカサベに金五〇〇パルダオの年金を持っている。これは彼等が上述の勅許状<sup>(46)</sup>に基いて、自分達のかねで、ドン・ジョアン・デ・カステロ・ブランコとその妻ドナ・マリア・ピニエイラから買入れたものである。このドナ・マリア・ピニエイラは、アントニオ・コレアとその妻ドナ・アンナ・ピニエイラの相続人であり、国王はこの二人に対し、貴族アントニオ・コレアがインドで多大な奉仕をしたことに対する報酬として、上述の年金を永久に与えたものである。そして上述のドン・ジョアン・デ・カステロ・ブランコが妻と共にポルトガルに行くに当り、副王ドン・ルイス・デ・アタイデから、誰にでもその年金を売ってもよいとの勅令をえた。その後で同副王から、イエズス会パードレ達に売ってもよいとの許しをえ、そしてその直後に同パードレ達がそれを買入れた。彼等はこの購入を確かなものにするために、同副王からそれを確認してもらった。副王は国王の名で以って、上述のパードレ達による年金の買入れを確認する勅許状を發した。

以上、三村からの収入とこの五〇〇パルダオの年金を合計して、一、二八五パルダオになるが、これが上述の勅許状に基いて日本のパードレが所有するレンダの金額である。

上述の三村は高地にあり、このため年によって冬の初めに大雨によって溝がこわれ、大きな被害を蒙る。又年によって水が必要な時に早で損害をうけることもある。丁度今年一六三四年がそうである。

日本のパードレ達は、更に北部地方のボンベイにあるいくつかの菜園からレンダをえている。これはドン・ジェロニモ・デ・メネゼスの妻ドナ・マリア・デ・カストロが、夫の死により、コレジオ創設のために、年貢を納めた上で一、五四七パルダオの収入になるこの菜園をパードレ達に寄進したものである。<sup>(47)</sup>

これと同じモンsoon文書集の中に、セバスチアン・ソアレス・パエスという者が一六三五年二月五日付でゴアで作成した「日本管区所有の不動産」(以下これを「史料Ⅲ」と呼ぶ)と題する記録がある。表題の通り、日本イエズス会がインドに所有する不動産収入について記録したものであるが、このような報告書が作られた経緯については、一六三四年三月九日付リスボン発、国王のインド副王宛て勅令によって知ることが出来る。

即ち、インド副王は一六三〇年一月十六日付の書翰で以って国王に対し、イエズス会ゴア管区長から、年貢を納める条件で不動産を買入れたり寄進を受けたりする許可を求めて来たが、それを許さない方がよいと考える旨、書送った。

これに対して国王は、一六三一年三月三十一日付で副王に送った書翰で、その旨を通達するように命じた。

これに対して副王は、一六三二年十月五日付の返書を国王に送り、この勅命では、イエズス会士が土地を買ったり寄進を受けたりするのを止めさせるのに不充分である、と伝えた。

そこで国王は、イエズス会士が取得したすべての不動産について詳細な報告を送るように副王に指令した。<sup>(48)</sup>

この結果、インド各地のイエズス会所領についての報告書が作られることになり、そしてその一環として、日本に関しても、前記のように一六三五年二月五日付ゴア発、セバスチアン・ソアレス・パエスの報告書が作成された。これは、他の土地のイエズス会領有地についての記録と共に本国政府に送られたものと思う。この文書には次のように記述されている。

「冒頭に、国王ドン・セバスチアンが一五七一年に六〇〇、〇〇〇レイスのレンダを日本イエズス会が買入れるのを許可した旨の記述があるが、これは他の史料に記されているところと同一なので省略する——引用者」。

同管区は、北部地方において、ポンヴェン、コンドウティン、ムルガンの三村を所有している。私はこの三村からの確実な収入額を知ることが出来なかったが、同パードレ達は、この三村から毎年七八五パタカ——ラリン——九六バザルコの収入があると述べている。これはシェラフィンに換算して九四二シェラフィンに当る。このレンダの額の真実性については、北部地方において高等法院判事ルイス・メルグーリヤン・ボルジェスに依頼した調査で明らかにされるであろう。

さらに同日本管区はカラランジャのカサベの地において金五〇〇パルダオの年金を所有している。これは六〇〇シェラフィンに相当する。(以下、この年金をイエズス会が手に入れるまでの経緯について記述しているが、前引の「史料Ⅱ」に記されているところと同じなので省略する——引用者)。

更に上述の日本のパードレ達は、同じ北部地方、バサインの管轄内のボンベイ村にいくつかの菜園を所有している。これは、ドン・ジェロニモ・デ・メネゼスの妻ドナ・マリア・デ・カストロが、コレジオ創設のために彼等に寄進したものである。私はここでは、これらの菜園から入る収入について明らかにすることが出来なかったが、これについても、高等法院判事ルイス・メルグーリヤン・ボルジェスが北部地方からもたらすか又は送って来る調査の結果によって、はっきりすることは確かである。<sup>(49)</sup>」

右に記載した内容が類似している二点の文書に加えて、リスボン市内の海外領土史文書館には、日本イエズス会がインドに所有していた資産について、さらにその詳細な実態を伝える一文書が架蔵されている。それは、「故ドン・セバスチアン国王が一五七一年に発布した勅許状に基いて、日本管区のパードレ達がこの北部地方で買入れて所有している四つの村から入る収入のリスト」(以下これを「史料Ⅳ」と呼ぶ)と題するもので、内容は次の通りである。

「国王ドン・セバスチアンは、日本王国にあって全異教徒に対する福音の宣布に携わっているイエズス会パードレに対する慈善及び喜捨として、上記の年に勅許状を発布して、彼等が東インドの当地方において、国王領以外のところで、六〇〇、〇〇〇レイスのレンダを維持費調達のために買入れるのを許可した。そしてもし国王領以外にレンダがないような場合には、国王領内で買入れることも許可した。このようなわけで、この勅許状(その中で国王陛下は、これ以外の承認を国王から得る必要はない旨言明している。)に基いて、上述の日本のパードレは次の四つの村を買入れた。即ち、ポンヴェン、コンドウティン、ムルガン、及びマロルである。国王はこの北部地方の村々から粃米一ムーラ<sup>(50)</sup>につき五パルダオの年貢を徴していたので、政庁の記録により、国王に年貢を納め、そして各村の耕作の経費を差引いた後、パードレ達が買入れた当時各村からどれだけの収入があったかを知ることが出来る。

ポンヴェン村は、日本のパードレ達が一五七四年にマティアス・ゴンサルヴェスから買入れた。彼はこれを故ドン・ジョアン国王の勅令に基いて所有していたが、この勅令は彼の父であり、彼がその相続人であった所のアントニオ・ゴンサルヴェスが、インドにおいて国王に対して行った奉仕への報酬として、アントニオ・ゴンサルヴェス自身とその先祖と子孫の相続人達に発布されたものである。イエズス会士はこれを一、四〇〇パルダオで買ったが、この価格は、開拓がよく行われていないためと、牧者がついていなかったからである。パードレ達が買入れた当時(一五七五年)この村から粃米

六〇ムーラの収穫があった。尤もこれには、毎年国王に六〇パルダオの年貢を納めなければならない義務が伴った。これは周知の通貨に換算して、粃米一ムーラ五パルダオに当るものとして計算して、三三〇パルダオに上る。

さらにこの村には当時五〇〇本の椰子があった。これが一本当り四フェディアの収入になったので、全部で二、〇〇〇フェディアに上り、二一フェディアが一パルダオに相当するものとして計算すると、九五パルダオ四分の三ラリン一六バザルコになる。

更にこの村には店舗が一軒あり、当時九パルダオの収入があった。

この村の収入の合計、四三四パルダオ四分の三ラリン一六バザルコ。

上記の金額から差引かれる経費

この村が毎年国王に年貢として納める六〇パルダオが、この金額から差引かれる。

更に *sares* (意味不明——引用者) に支払う現金一二パルダオ二分と四分の一ラリン二バザルコが毎年差引かれる。

更にこの村の原住民の書記に毎年現金一五パルダオが支払われる。

更にこの村では、毎年耕作のための牛に三〇パルダオ・デ・フェディアの経費がかかる。これは二二パルダオ三分と四分の一ラリン一三バザルコになる。

この村では毎年耕作のために粃米四六ムーラを消費するが、このために一ムーラにつき五パルダオの借金をしなければならず、これは現金二五三パルダオに上る。

経費の合計、三六三パルダオ一・五ラリン一五バザルコ。

この村からの収入が四三四パルダオ四分の三ラリン一六バザルコ、経費が三六三パルダオ一・五ラリン一五バザルコなので、収入から経費を差引いて、国王公認の会計で以って七〇パルダオ三分と四分の一ラリン一バザルコ余が



残る。

コンドウティン村は、一五七七年にアルヴァロ・ピントとその妻カタリーナ・ファウンダ（前引〔史料Ⅱ〕にはファクンダ *Facunda* となっている——引用者）から買入れたものである。彼等はこの村を、故ドン・ジョアン国王が発した贈与の証文に基いて永久に所有していた。これには、年貢を毎年八〇パルダオ納める義務が伴っていた。買入れ証文によって明らかになる通り、日本管区のパードレ達はこの村を現金四、〇〇〇パルダオで買入れた。粃米六六ムーラを産したが、これは一ムーラが五パルダオに当るものとして計算して、現金三六三パルダオになる。

パードレ達が買入れた当時、この村には九〇本の椰子があり、毎年一本当り四フェディアの収入になったので、全部で三六〇フェディアに上る。これは二一フェディアが一パルダオに相当するとして一七パルダオ半ラリン二バザルコになる。

更にこの村には店舗が一軒あり、毎年現金一一パルダオの収入になった。

更に森林があり、毎年五パルダオの収入になる。

収入の合計、三九六パルダオ半ラリン二バザルコ。

経費

この村は毎年年貢として現金八〇パルダオを納める。

更にこの村の原住民の書記に、現金一五パルダオを支払う。

この村の *sanes* に毎年八パルダオ二と四分の三ラリン七バザルコの支払いをする。

この村では、耕作のための牛に毎年現金二〇パルダオを費す。

この村では、毎年耕作のために粃米一五ムーラを費す。これは借入れなければならないが、一ムーラが銀五パルダオに当るとして、現金八二パルダオ $\parallel$ 二ラリンになる。

経費の合計、二〇六パルダオ $\parallel$ 四分の三ラリン $\parallel$ 七バザルコ。

この村の収入は三九六パルダオ $\parallel$ 半ラリン $\parallel$ 二バザルコ、経費は二〇六パルダオ $\parallel$ 四分の三ラリン $\parallel$ 七バザルコなので、収入から経費を差引いて、国王公認の会計で以って、一八九パルダオ $\parallel$ 三・五ラリン $\parallel$ 一五バザルコ余が残る。

ムルガン村は、一五八四年にジョルジュ・ダ・フォンセーカとその妻ブリアンダ・ゴンサルヴェスから買入れた。彼等はそれをアイレス・ディアスとその妻ジョアンナ・テイシェイラから買入れて所有していた。そして彼等には、副王ドン・アフォンソ・デ・ノローニャが証文を以って贈与したものである。尤もそこには、毎年年貢として現金一六八パルダオ $\parallel$ 三ラリンを納める義務が伴っていた。そして副王フランシスコ・バレートは、勅許状で以って彼等に対し、上述のジョルジュ・ダ・フォンセーカにその村を譲渡したり売ったりすることを許可した。そしてこのフォンセーカが日本管区のパードレ達にそこを現金五、〇〇〇パルダオで売った。この村は粃米七三・五ムーラの収穫があり、これは一ムーラが五パルダオに当るとして計算して、現金四〇四パルダオ $\parallel$ 一ラリンに上る。

パードレ達が買入れた時、この村には一五〇本の椰子があった。一本当り毎年四フェディアの収入になるので、全部で六〇〇フェディアに上る。これは二一フェディアが現金一パルダオに当るとして計算して、二八パルダオ $\parallel$ 二と四分の一ラリン $\parallel$ 二バザルコになる。

更にこの村には森林があり、現金九パルダオの収入になる。

収入の合計、四四一パルダオ $\parallel$ 三と四分の一ラリン $\parallel$ 二バザルコ。

経費

この村は年貢として毎年現金一六八パルダオ $\parallel$ 三ラリンを納める。

この村の原住民の書記に毎年現金一五パルダオを支払う。

この村の sales に毎年八パルダオ $\parallel$ 二と四分の三ラリン $\parallel$ 七バザルコを支払う。

更にこの村では、毎年耕作のための牛に現金二五パルダオを費す。

この村では、毎年粳米一七ムーラを消費する。これは耕作のために借入れなければならないものであるが、一ムーラが五パルダオに当るものとして、現金九三・五パルダオになる。

経費の合計、三一〇パルダオ $\parallel$ 三と四分の三ラリン $\parallel$ 七バザルコ。

この村の収入が四四一パルダオ $\parallel$ 三と四分の一ラリン $\parallel$ 二バザルコで、経費が三一〇パルダオ $\parallel$ 三と四分の三ラリン $\parallel$ 七バザルコなので、国王公認の会計により、差引き一三〇パルダオ $\parallel$ 二と四分の一ラリン $\parallel$ 一五バザルコ余が残る。

(次にマロル村について同じような記述がつづいているが、日本管区のパードレがここを手に入れたのは一六四〇年十月一日のことであった、と記されており、この村からの収入が日本布教の財源になったとは言えないので、省略し、ただ経費を差引いたこの村の実収入が六二八パルダオ $\parallel$ 三と四分の一ラリン $\parallel$ 一〇バザルコと記録されていることのみを記しておく——引用者)。

ポンヴェン村の実収入、七〇パルダオ $\parallel$ 三と四分の一ラリン $\parallel$ 一バザルコ。

コンドウティン村の実収入、一八九パルダオ $\parallel$ 三・五ラリン $\parallel$ 一五バザルコ。

ムルガン村の実収入、一三〇パルダオ $\parallel$ 二と四分の一ラリン $\parallel$ 一五バザルコ。

マロル村の実収入、六二八パルダオ $\parallel$ 三と四分の一ラリン $\parallel$ 一〇バザルコ。

国王公認の会計により、実収入の合計、一、〇二〇パルダオ $\parallel$ 四分の三ラリン。

この金額から、これらの領有地を管理するプロクラドールの維持とその衣服のために、日本管区が毎年支払う現金七〇パルダオが更に差引かれる。

同じように、これらの領有地の仕事をするために上述のプロクラドールが使う従僕三人の衣食住のために、更に現金九パルダオが差引かれる。

更に、牛や輿、及びプロクラドールがこれらの村を往来したり、その他一年を通して領有地に関する諸々の仕事のために、現金一五パルダオが差引かれる。

これらの経費の合計、一八四パルダオ。

四村の実収入の合計からこの経費を差引いて、国王公認の会計により、八三六パルダオ $\parallel$ 四分の三ラリン $\parallel$ 一バザルコが純粋の収入として残る。

(中略)

カランジヤの年金五〇〇パルダオは、一五七〇年十一月十六日に、当時ゴアの管区長であったパードレ・アントニオ・デ・クワドロスが、ドン・ジョアン・デ・カステロ・ブランコとその妻ドナ・マリア・ピニエイラから、金三、三〇〇パルダオで買入れたものである。副王ドン・ルイス・デ・アタイデが国王陛下の名で発した勅許状によって許可したので、この売買が行われた。<sup>(51)</sup>

日本イエズス会がインドに所有した資産に関する史料を「史料Ⅰ」から「史料Ⅳ」まで四点記載したが、そこに記述されている内容をとり上げるに当って、次の点を考慮に入れなければならない。

一、夫々の数字が何年のものかという点であるが、「史料Ⅰ」は一六一五年十一月に巡察師が領有地の管理者より得た報告による、と明記されており、その当時の収入を表わす数字だと考えてよい。「史料Ⅱ」と「史料Ⅲ」は、ボンベイにおいて寄進を受けた菜園についての記事を別にすれば（「史料Ⅲ」には、そこからの収入は不明となっている）、ポンヴェン、コンドウティン、ムルガンの三村とカランジヤの年金の収入の数字は一致している。そして「史料Ⅲ」は、前述の通り、その当時イエズス会がインドにおいて所有していた不動産収入の実態を明らかにするようにとの勅命を受けて、現地の植民政庁で作成された記録であった。従って、その当時の収入額を示す数字であることは言うまでもない。亦、「史料Ⅱ」も、数字がこれと同じであることに加えて、文書作成の時期が接近していることもあり、「史料Ⅲ」と何らかの関連がある記録かも知れない。恐らく「史料Ⅱ」も、文書作成当時の収入額を示しているものと見て差支えないであろう。

「史料Ⅳ」は、各村の収入や経費の数字が、夫々その村を買入れた当時のものである旨明記されている。但し、コンドウティン村を買入れ年が、「史料Ⅱ」には一五七五年とあるのに対し、「史料Ⅳ」は一五七七年となっている。この点については、他のイエズス会文書の記述とも関連するので、後で取上げたい。

二、四点の史料をくらべてみて、一番詳細な記述がなされているのは「史料Ⅳ」であるが、これを他の史料と比較する場合、支出の点が問題になる。即ち、「史料Ⅳ」は、各村について、年貢負担額だけでなく、いろいろな経費まで算出して、収入、支出、及び差引きした実収入が明細に判るようになっていた。この点「史料Ⅱ」も、三村については経費と年貢を差引いた実収入である旨明記されている。ボンベイの菜園についても、年貢納入後の収入である旨断っている。「史料Ⅲ」はこの点には全く触れていない。前記のべた理由から、「史料Ⅱ」と同じ基準の数字かも知れない。これに対し

〔史料Ⅰ〕は、支出分として年貢について問題にしていないにすぎない。従って、ここでは恐らく諸経費は考慮されていないものと言えよう。それ故、〔史料Ⅰ〕と〔史料Ⅱ〕〔史料Ⅲ〕〔史料Ⅳ〕とでは、同じ収入額でも算出の基準が異なるといふ点を念頭に置かなければならないであろう。

三、ポンヴェン、コンドウティン、ムルガンの三村を日本イエズス会が取得するまでの経緯については、〔史料Ⅱ〕と〔史料Ⅳ〕の記述は殆んど同一である。若干の相違点は、コンドウティン村をイエズス会が買入れた時期について、〔史料Ⅱ〕には一五七五年とあるのに対し、〔史料Ⅳ〕は一五七七年と記述されていること、及びムルガン村が国王に納めねばならなかった年貢の額が、〔史料Ⅱ〕には一五〇パルダオとあるのに対し、〔史料Ⅳ〕には一六八パルダオ〓三ラリンとなっていること等である。尚、〔史料Ⅰ〕は、この点は〔史料Ⅳ〕と同じく一六八パルダオ〓三ラリンと記されている。亦〔史料Ⅰ〕と〔史料Ⅲ〕には、イエズス会がこれらの村を取得するまでの経緯については記述されていない。

四、四点の史料の内、イエズス会が三村とカラランジャの年金を買入れた価格が記されているのは〔史料Ⅳ〕のみである。

五、ボンベイにおいて寄進を受けた菜園については、〔史料Ⅰ〕〔史料Ⅱ〕〔史料Ⅲ〕には記述されているが、〔史料Ⅳ〕では触れていない。これは、〔史料Ⅳ〕は、その表題から明らかなように、日本イエズス会が買入れて所有していた資産からの収入のリストなので、寄進を受けたボンベイの土地について触れていないのは当然である。

六、カラランジャの年金については、イエズス会が買入れるまでの経緯の記述は、〔史料Ⅱ〕と〔史料Ⅲ〕は同一、〔史料Ⅳ〕——その関係記事は既に冒頭に引用した——も大体同じであるのに対し、〔史料Ⅰ〕には、取得までの経緯については記述されていない。そこからの収入額は、四史料共同し数字を挙げている。亦、カラランジャの年金を取得した時期と買入れ価格を明記しているのは〔史料Ⅳ〕だけである。

註

- (1) Joseph Wicki S. I., *Documenta Indica*, VIII, Romae, 1964, p. 189.
- (2) 当時ポルトガル人が東インドで使用していた通貨の換算率については、最後に若干の關係史料を紹介したい。
- (3) José F. Ferreira Martins, *Os Vice-Reis da Índia*, Lisboa, 1935, pp. 83, 84.
- (4) *Arquivo Histórico Ultramarino, Códice 1659*, f. 146 v. 尚この史料は他の資産についても詳しく伝えられている重要な記録なので、後で「史料Ⅳ」として紹介する。
- (5) *Archivum Romanum Societatis Iesu*, Jap. Sin. 7-III, f. 88v. さらさらにこれに関連して、同じヴィレラは、一五七一年十一月三日付でゴアから総会長に宛てた書翰でも、これと大体同じ内容のことを伝えている。「当初は生糸貿易の利益は大きく、一方経費を要する布教団は少数であったので、資金は大凡一八、〇〇〇クルザドになった。しかしインドから指令が届き、生糸貿易を禁止する一方、そのかねの中から一〇、〇〇〇〜一二、〇〇〇クルザドをインドに送金してレンダを買うように命じて来た。」(Jap. Sin. 7-III, f. 78v.)
- (6) 一五七三年九月十日付、カブラルの総会長宛ての書翰に、大凡六〇〇、〇〇〇クルザドの商品と、巡察師ゴンサロ・アルヴァレスを含む五〇〇人程をのせたナウ船が日本に渡来する途
- 中一五七三年七月二十一日に沈没したことが記述されている。(Jap. Sin. 7-I, f. 165.) また一五七三年十二月十五日付マラッカ発、クリストヴァン・ダ・コスタの総会長宛ての書翰に書加えられた追伸には、その年巡察師アルヴァレスがマカオから日本に渡る途中、七月二十一日に船が遭難して死亡したこと、船と共に七〇〇、〇〇〇〜八〇〇、〇〇〇クルザドの商品を失ったことなどが記述されている。(Documenta Indica, IX, Romae, 1966, pp. 295, 296.)
- (7) Alejandro Valignano S. I. & José Luis Alvarez = Taladriz, *Sumario de las cosas de Japon*, Tokyo, 1954, introduccion, p. 48.
- (8) Jap. Sin. 7-1, f. 306. (*Documenta Indica*, IX, pp. 520, 521. 尚この書翰の日付は一五七五年十二月二十五日付と記されているが、一五七四年十二月二十五日付の誤りであることがシュッテ神父、ヴィッキ神父によって指摘されている。Josef Franz Schütte S. J., *Valignanos Missionsgrundsätze für Japan*, I. Band, I. Teil, Roma, 1951, p. XXXII. *Documenta Indica*, IX, p. 481.)
- (9) モンスーン文書の中に、一六二九年十二月一日付でバサインの長官が作成した「バサインの商館とその領域において毎年支払われ、そして定められている所得と給与の支払い、守備隊、及び倉庫と商館に保官されている物のリスト」(*Arquivo Histórico do Estado da Índia*, Livro das Monções N.°

- 13-B, 葉数不明。Filmoteca Ultramarina Portuguesa. 架蔵のマイクロフィルムによる。)と題する記録があるが、これによると、バサインは豊かな土地で、多くの教会、修道会、病院の経費、及びインドの軍事費をまかなっていたことが判る。
- (10) Documenta Indica, X, Romae, 1968, p. 58.
- (11) 通貨単位が記されていないが、恐らく一〇〇〇スクードのことと思われる。とらうのは、ポルトガル国王が支給する一〇〇〇とらうのが一〇〇〇スクードのことだからである。一五七四年一月七日付アルメイリン発、ヴァリニャーノの総会長宛て書翰に、国王に要望して許された事柄は次の通りである。として、「在目ペードレ達のために、インド副王は毎年金一〇〇〇スクードを支給すること。」と見えている。(Documenta Indica, IX, p. 60.)
- (12) J. F. Schütte, op. cit., I. Band, I. Teil, p. 43.
- (13) Documenta Indica, X, pp. 164, 165.
- (14) Jap. Sin. 8-II, f. 13av. (Documenta Indica, X, p. 58, note 42. 尚ヴァニッキ神父は、この書翰は一五七六年の年末に認められたものである旨註記している)。
- (15) Jap. Sin. 3, f. 2v.
- (16) Jap. Sin. 8-I, f. 140.
- (17) Jap. Sin. 9-I, f. 23v.
- (18) Jap. Sin. 9-I, f. 41v. 一五八二年一月十二日付、コエリョの総会長宛ての書翰にも、これと全く同じ文章が記されている。
- キリシタン時代、インドにおける日本イエズス会の資産について (上)
- №° (Jap. Sin. 9-I, f. 76.)
- (19) Jap. Sin. 9-II, f. 168v.
- (20) Josephus Franciscus Schütte S. J., Introductio ad Historiam Societatis Jesu in Japonia, Romae, 1968, p. 886.
- (21) Ibid., p. 994. Francisco Rodrigues, A Companhia de Jesus em Portugal e nas Missões, Pôrto, 1935, p. 26.
- (22) Jap. Sin. 9-II, f. 171v. (Documenta Indica, XII, Romae, 1972, p. 853.)
- (23) Jap. Sin. 10-II, f. 289v.
- (24) Archivum Romanum Societatis Jesu, Goa 22-I, f. 29v. (Documenta Indica, VIII, pp. 406, 407.)
- (25) Arquivo Histórico do Estado da Índia, Livro das Monções N.º 19-C, f. 744, 744v. (Filmoteca Ultramarina Portuguesa. 架蔵のマイクロフィルムによる)。
- 尚、この文書は後述〔史料Ⅱ〕として引用する。亦、同じく後程記載する〔史料Ⅲ〕及び〔史料Ⅳ〕にも同じ記述が見られる。
- (26) Jap. Sin. 8-II, f. 305.
- (27) A. Valignano & J. L. Alvarez = Taladriz, op. cit., pp. 110-113. (松田毅一他訳「日本巡察記」平凡社、昭和四八年、四一頁も参照した)。
- (28) 尤も、一五八〇年十月二十七日付白杵修練院発、ヴァリニャーノの総会長宛ての書翰には、「私は、われわれがバサインの



に所有するレンタの一、二〇〇シエラフィン——シエラフィンがハレアルに相当する——の内、五〇〇を修練院に、残りの七〇〇をコレジオに充てようと決心した。」(Jap. Sin. 8-I, f. 299, J. F. Schütte, op. cit., I. Band, II. Teil, Roma, 1958, pp. 492, 493.)と記述されており、ヴァリニャーノがバサインからの収入の全額を曰杵修練院だけの維持費に充てる意向であったのかどうか、若干疑問が残る。

曰杵修練院の創設以前においては、インドの土地収入はどのように消費されていたかという点については一五八〇年八月のヴァリニャーノの「インドのスマリオ」の中に、次のように記述されている。

「日本は更にインドのバサインの地のいくつかの村に八〇〇ドゥカドのレンタを持っている。この収入は、ミサのための葡萄酒、オリーブ油、その他の必需品を買ったり、インドから日本に渡る者の食糧を買ったりするのに利用される。このレンタは殆んど凡てこのような事に消費され、現金で日本に届くのは僅かにすぎない。」(A. Valignano, Sumario de las cosas que pertenecen a la Provincia de la Yndia Oriental y al gobierno della. A. da Silva Rego, Documentação para a História das Missões do Padroado Português do Oriente, Índia, 12.º vol., Lisboa, 1958, p. 543. A. Valignano & J. L. Alvarez = Taladriz, op. cit., introduccion, p. 110.)

また一五八一年十月十三日付、コエリョの総会長宛ての書翰

には、「日本はインドに二、〇〇〇クルザド程のレンタを持っている。(中略)これはパードレ・アントニオ・デ・クワドロスの死後(彼の死は一五七二年九月二十一日——引用者)は、いかなる名目か知らないが、ゴアのコレジオにおいて殆んどすべて消費されてしまっている。」(Jap. Sin. 9-I, f. 41v. 尚、一五八二年一月十二日付、コエリョの総会長宛ての書翰にも同じ文章が記述されている。Jap. Sin. 9-I, f. 76, 76v.)とも見えており、インドで消費されてしまう額が大きかったことを伝えている。

(29) Jap. Sin. 3, ff. 8v, 9.

(30) Alexandre Valignano, Apologia en la qual se responde a diversas calumnias que se escribieron contra los Padres de la Comp<sup>a</sup>. de Jesus de Jappon y de la China, Jap. Sin. 41, f. 85. Biblioteca da Ajuda, 49-IV-58, f. 92v.

(31) Jap. Sin. 10-II, f. 289v.

(32) Jap. Sin. 11-I, f. 126.

(33) A. Valignano, Apologia, Jap. Sin. 41, f. 85. Biblioteca da Ajuda, 49-IV-58, f. 92v.

(34) Félix Zubillaga, S. I., La Provincia Jesuítica de Nueva España. Su fundamento económico: Siglo XVI, Roma, 1969, p. 5. 及び、H. チースリク神父のご教示による。(35) ポルトガル領インドには、サルセッテという名称の土地が

二つある。即ち Salsete de Goa と Salsete de Bacaim である。前者は、ゴアから河一つ隔ててすぐ南にある半島である。後者は北部地方のサルセッテ Salsete do Norte とも称し、バサインとボンベイの間に位置している島であって、バサインの行政区割に含まれ、主として米を産する非常に肥沃な土地であった。(Frei Paulo da Trindade & F. Félix Lopes, O. F. M., *Conquista Espiritual do Oriete*, II parte, Lisboa, 1964, pp. 146, 176.)

スペイン国王フェリペ二世は、ポルトガル王位を継承した時に、ゴアのサルセッテ Salsete de Goa から上る収入の内一〇〇〇クルザドを日本イエズス会の維持費に充てた。尚、一六一六年四月にインド副王ドン・シェロニモ・デ・アゼヴェードは、従来サルセッテで支給して来たこの一〇〇〇クルザドを、ゴア税関で支払うことにした。(Titolo dos bens de raiz de Jappão, Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, f. 94v. — 東京大学史料編纂所架蔵の複製写真による。A. Valignano, *Apolo-gia*, Jap. Sin. 41, f. 85. Biblioteca da Ajuda, 49-IV-58, f. 92v.)

(35) Jap. Sin. 12-I, f. 74, 74v.  
(36) Jap. Sin. 3, f. 62v.  
(37) Jap. Sin. 12-II, f. 330v.  
(38) Salsete do Norte 即ち Salsete de Bacaim のことである。(註35)を参照していただきたい。

(40) ポンヴェン村とコンドウティン村については年貢を納めない旨記述されているが、両村に年貢納入の義務がなかったというわけではなく、この文書にはすぐつづいて次のように記述されている。

「故ドン・セバスチアン国王は、日本にコレジオを創設するために、ポルトガルの一〇〇〇クルザドをマラッカ税関で日本に与えた。しかし現在はマラッカで八七四クルザドしかわれわれに支給されていない。というのは、一〇〇〇クルザドに欠ける残りの一二六クルザドは、ポンヴェンとコンドウティンの両村が国王に納めていた年貢の分として差引かれたからである。このために、前述のように両村は国王に年貢を納めていない。」(Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, f. 94v.)

尤も両村の年貢を免ずる代りにマラッカで支給されるかねが減額された、というようなことはこの史料に見えるだけで、後で訳載する〔史料Ⅱ〕〔史料Ⅳ〕等他の関係史料は皆、両村共年貢を納入していた旨明記している。

(41) このボンベイにおける寄進に関しては、一六七七年十一月十七日付マカオ発、セバスチアン・ダルメイダの「日本管区のコレジオとレジデンシアの創設者及び同管区の慈善家のカタログ」にも、次のように記述されている。

「共に高貴の生れで、ポルトガルの第一の貴族階級に属するドン・シェロニモ・デ・メネセスとその妻ドナ・マリア・デ・カストロは、遺言状でボンベイに遺した資産で以って日本の別

のコレジオをつくった。その資産からは、毎年、四ラリンを「パタカと勘定して、一、五四七パタカの収入がある。これには年貢や耕作のための経費は含まれていない。」(Jap. Sin. 23, f. 1.)

また彼等が日本イエズス会に自分の資産を寄進した動機について、一六二五年十一月十六日付日本発、フランシスコ・パンエウ外八名のパードレが連署する総会長宛ての書翰には次のように記述されている。

「ドン・ジェロニモ・デ・メネセスとその妻ドナ・マリア・デ・カストロは、非常に日本に好意をよせていた自分達の兄弟のイエズス会パードレ、クリストヴァン・デ・カストロの勧めに従って、インド北部地方のいくつかの村を寄進したが、この寄進が日本だけのため、即ち長崎市にコレジオをつくるために行われたことは明白である。」(Jap. Sin. 34, f. 160.)

(42) パタカの単位については正確には判らないが、パルダオと大差なかったものと思う。

(43) *Titulo dos bens de raiz de Jappão*, Biblioteca da Ajuda, 49-IV-66, ff. 94v., 95.

(44) J. F. Ferreira Martins, op. cit. pp. 69, 70.

(45) *Ibid.* pp. 73, 74.

(46) 「上述の勅許状」Alvara agyma dito. とあるが、この勅許状を指すものか不明である。

(47) *Arquivo Histórico do Estado da Índia*, Livro das

*Mongões* N.º 19-C, f. 744, 744v. (Filmoteca Ultramarina Portuguesa. 架蔵のマイクロフィルムによる)。

(48) *Arquivo Histórico do Estado da Índia*, Livro das *Mongões* N.º 19-C, 葉数不明 (Filmoteca Ultramarina Portuguesa. 架蔵のマイクロフィルムによる)。

(49) *Arquivo Histórico do Estado da Índia*, Livro das *Mongões* N.º 19-C, 葉数不明 (Filmoteca Ultramarina Portuguesa, 架蔵のマイクロフィルムによる)。

(50) インドで用いられていた単位で七三五リットルに相当する。

(51) *Arquivo Histórico Ultramarino*, Códice 1659, ff. 143-146v.